

**平成24年上尾市議会6月定例会
市政に対する一般質問 答弁要旨**

(教育関連部分抜粋)

目 次

●長沢 純 議員	1
安全な道路について	
(1)通学路の安全対策グッズについて 【学校教育部長 答弁】	
(2)危険箇所の把握と安全対策について 【学校教育部長 答弁】	
●田中 元三郎 議員	4
1 学校や保育所等の安全について	
(1)通学路の安全について 【学校教育部長 答弁】	
(2)部活や体育時その他の安全確保について 【学校教育部長 答弁】	
(3)児童生徒保育児などの健康診断について 【学校教育部長 答弁】	
(4)児童生徒保育児の薬の取り扱いについて 【学校教育部長 答弁】	
2 上尾市の産業振興ビジョンについて	
(1)地産地消促進について 【学校教育部長 答弁】	
●鈴木 茂 議員	7
1 子育て支援について	
(1)私立幼稚園児保護者負担軽減費補助事業について 【教育総務部長 答弁】	
2 教育支援について 【教育総務部長 答弁】	
●秋山 もえ 議員	9
通学路の安全対策について 【学校教育部長 答弁】	
●道下 文男 議員	10
1 健康推進について	
(1)健康教育の推進について 【学校教育部長 答弁】	
2 防災対策について	
(1)防災教育について 【学校教育部長 答弁】	
●町田 皇介 議員	11
教育行政について	
(1)小・中学校の特別活動について 【学校教育部長 答弁】	
(2)保健体育科におけるダンスの指導状況等について 【学校教育部長 答弁】	
●井上 茂 議員	14
読書活動の推進について	
(1)図書館の充実について 【教育総務部長 答弁】	
(2)学校図書館の充実について 【教育総務部長 答弁】 【学校教育部長 答弁】	
●秋山 かほる 議員	16
1 福島原発事故に伴う放射線対策について 【学校教育部長 答弁】	
2 市の施設を指定管理者に管理させる事について 【教育総務部長 答弁】	

平成24年6月13日（水曜日）

◆長沢 純 議員

安全な道路について

- (1) 通学路の安全対策グッズについて
- (2) 危険箇所の把握と安全対策について

通学路の安全対策グッズについて

（学校教育部長 答弁）

○スクールゾーンの場所・人員体制、安全対策グッズの充足状況

スクールゾーンは、学校・地域等の要請を受け、県の公安委員会へ申請し、現在、上尾市内の小学校22校のうち、18校の周辺がスクールゾーンに指定されている。

安全対策用品と人員の状況については、安全対策用品として、スクールゾーンへの進入を規制するためのA型バリケード、立哨などに使用するベストを活用しており、現時点では、ほぼ充足していると考えている。不足している場合には、関係機関と協議し充当していく。また、子どもたちを見守る立哨の人員体制については、学校により異なるが、教職員、PTA及び地域の方々等によりスクールゾーンの進入口等で、週1回から毎日の範囲で実施している。

○子どもを守る支援体制として学校諸団体との連携状況

現在、上尾市内の小・中学校においては、子どもたちの安全確保のため、各学校に配置されたスクールガードリーダーを中心に、PTAや学校応援団、各地域の防犯ボランティアの方々などの協力により、主に登校時の立哨指導の他、下校時の見守りや学校安全パトロールカーによる学区内巡回等を実施している。各学校では、関係団体と情報交換し、連携を図っている。

○子ども110番の役目と今後の取り組みについて

各小・中学校とPTAが主体となり、子どもが通学時などに、危険に遭遇したときに避難できる家庭や商店に「子ども110番の家」をお願いしている。小学校で1,766箇所、中学校で1,786箇所が設置されている。学校によっては、子どもたちが、「子ども110番の家」の場所を覚えるために、「子ども110番の家」をスタンプラリーで確認したり、登下校時に「子ども110番の家」の方々といっしょをするなどして、いつでも助けを求められる環境づくりを行っている学校もあり、こうした実践を全市的に広めていきたい。

○通学路安全対策協議会の今後の考え方

協議会は、現在、特に設置していないが、各学校では、諸団体との会議を通じ、情報の共有化を図っており、今後、研究課題としていきたい。

○平成24年度の通学路変更数と理由、安全対策について

市内の小学校で通学路を変更した件数は、平成23年4月から平成24年5月までで7件。その主な理由は、「交通量が多い」「下校時に人通りが少なくなる」「車の抜け道になっている」などがあげられている。また、安全対策については、児童に対しては「交通ルールの遵守」「危険予測と回避」などの安全教育を行っている。なお、日常の対策として、保護者、交通指導員や

ボランティアの協力による立哨指導や見守り活動を行い、子どもたちの安全確保を図っている。

危険箇所の把握と安全対策について

(学校教育部長 答弁)

○学校・幼稚園・保育所・特別支援学校・PTAからの要望窓口及び要因分析、検証結果について

各学校では、毎年度、通学路安全点検等で得られた危険箇所の情報を収集し、危険箇所改善要望書を作成している。これを市PTA連合会がとりまとめ、自治振興課へ提出している。自治振興課は、危険箇所改善要望書として、関係課である市民安全課、区画整理課、道路整備課、道路管理課などへ改善依頼をしている。幼稚園からの要望は教育総務部総務課、保育園からの要望は保育課が窓口となるが、昨年度から現在までの間、要望等は寄せられていない。また、市内にある2校の県立特別支援学校は、埼玉県教育委員会が窓口となる。

要因の分析と検証結果について、危険箇所改善要望書の対応依頼を受けた各課で分析と検証を行ったところ、平成23年度、横断歩道に関するもの29件、信号機に関するもの67件、一時停止線11件、路面標示22件、カーブミラー21件等であった。市の所管のものにつきましては、担当課で対応を検討し、公安委員会や県土事務所が所管するものは、それぞれに対応を市民安全課より要請しているところ。

○東町・原市・原市南・尾山台・瓦葺小学校の5年間のPTA要望箇所、進捗状況と未改善理由

この5小学校区の要望箇所は、5年間で延べ179件あった。そのうち、市民安全課、道路整備課等で改善したものは10件、道路舗装等において一部修繕済みの個所が3個所であった。未改善の主な理由につきましては、「用地の確保が困難である」ことや「実施主体が市ではなく、公安委員会などであるものの要望が多いこと」等である。

○北本県土整備事務所との共同事業結果と上尾市における検証結果と今後の取り組み

平成19年に実施された通学路安全総点検において、上尾市からの改善要望件数は209件あった。そのうち上尾市が管理する道路に関するものは183件、要望内容は、歩道整備、交差点の改良が多くあった。改善済みの件数は、48件である。今後、PTAからの要望を含め、関係課との調整をより図っていききたい。

○教育委員会がこの1年間で危険箇所要望について調整を図った状況

教育委員会がこの1年間で危険箇所要望について調整を図った状況について、教育委員会では、児童生徒の交通事故発生と、要望書にあった危険箇所を照合し、関係課へ改善を要請するなど、各担当部署と連携・調整を図り、改善が図れるよう取り組んできた。今後、各学校からの危険箇所に関する要望を直接把握し、通学路の安全を期すため、関係各課と協議し、児童生徒の安全に努めていく。

【再質問】基金もしくは別予算計上をして通学路安全対策の集中改善年度とし、早急に立ち上げるべきと思うが、その所見と決意について

指摘のあった東松山市の基金については、今後の動向に注視していく。なお、本市においては、児童生徒の安心安全を第一とし、早急に取り組む必要があることから、学校や関係各課と連携、協議しながら、通学路の安全確保を図るよう取り組んでいきたい。

◆田中元三郎 議員

- 1 学校や保育所等の安全について
 - (1) 通学路の安全について
 - (2) 部活や体育時その他の安全確保について
 - (3) 児童生徒保育児などの健康診断について
 - (4) 児童生徒保育児の薬の取り扱いについて
- 2 上尾市の産業振興ビジョンについて
 - (1) 地産地消促進について

通学路の安全について

(学校教育部長 答弁)

○上尾市における通学路の指定について

各学校では、国の安全指導の手引を参考にしながら、横断箇所には横断歩道や歩道橋が設置されていることや、車両の交通量が比較的少なく安全に登下校することのできることを現地調査で確認し、学校長が指定している。

○PTA、地域交通安全協会、各種団体との連携について

各学校は、通学路の安全、登校時における通学路上の立哨指導、下校時の安全の見守りや学校安全パトロールなどの活動を、PTA、スクールガードリーダー、学校応援団など学校や地域のボランティアの皆様と連携して行っている。

○通学途中での落雷、突風、大地震、変質者などの対策

落雷や突風などの自然災害が予想される場合には、下校時刻であっても学校内に待機するなどの対応を行っている。また、通学中の場合は、こども110番の家など安全な屋内へ避難するよう指導している。

大地震については、平成24年3月に上尾市学校安全マニュアル（防災編）を改訂し、これに基づき各小・中学校では、登下校時の地震発生を想定した避難や連絡体制について明確にし、児童・生徒自身が身を守る方法について指導を行っている。また、変質者等への防犯対策については、小学校1年生の児童に対して平成15年度から防犯ブザーを配布している。さらに「知らない人にはついていけない」「知らない人の車には乗らない」「大きな声で助けを求める」「すぐ逃げる」「まわりの大人に知らせる」などを児童生徒に指導をしている。

○生徒の自転車通学の許可条件、安全教育

自転車通学を許可している中学校は、5校。許可条件は、各中学校の実情にあわせて、指定地域や距離の基準を定めている。自転車通学の安全教育については、自転車の安全な乗り方や交通ルールなどについて学期ごとに指導を行っている。

○小学校の社会科見学や保育所の散歩コースについて

社会科見学は、学校を離れた体験活動の中で、豊かな充実した生活を経験させ、学校では得られない教育効果を期待して実施するもの。実施にあたっては、上尾市教育委員会の定めた「校外

における行事の実施基準」に基づき、事前に実地調査を行うなど、周到な計画に基づき、校長が決定している。

○小中学校、幼稚園、保育所の日本スポーツ振興センター災害共済制度について

この共済制度には上尾市立小・中学校と市立幼稚園の児童、生徒、園児がすべて加入している。教育委員会関係の過去一番大きな支払いについては、平成18年度に発生した学校プールにおける事故による支払いである。支払額については2,800万円であった。また、ここ3年間に受けた給付の件数は、のべ7,933件、その総額は50,026,541円である。

○こども医療費は、学校などでのけがに対する治療費の補助は受けられないことを市内の医療機関は承知しているか

各医療機関に対しては、市立小・中学校、幼稚園管理下で負傷・疾病があった場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の適用が優先であることを、文書にて周知している。また、当該災害給付制度の対象となる事案により医療機関で受診する際には、医療機関に宛てた同様のお知らせ文書を学校から保護者に配布し、保護者から医療機関に提出をお願いし、制度の周知に努めている。

部活や体育時その他の安全確保について

(学校教育部長 答弁)

○武道の授業として、柔道や剣道を採用した学校数

武道の授業として、柔道や剣道を採用した学校数は、柔道1校、剣道6校、柔道と剣道3校、相撲が1校である。

○柔道指導の教師は、指導にあたりどのような研修や資格を得ているのか

柔道の指導にあたる教員の研修や資格について、柔道の指導を担当する保健体育科の教員は、すべて柔道を経験し、有段者もいる。さらに県教育委員会が行う実技研修を、教員として採用された後、4年次に全員が履修している。

○武道指導教師は体育教師だけで充足しているか。外部指導者をお願いしているか

武道の授業については、これまでと同様に保健体育科の教員により指導を行っている。現在、部活動については、外部指導者をお願いしているが、授業については、指導時間等の関係から、特にお願いしていない。

○部活動中の指導教員体制

学校では、全教員が部活動を担当し、安全に注意を払いながら、組織的に指導を行っている。教員が出張等で不在となる部活動については、休部または、他の部活動を担当する教員と連携を取り、組織的に対応して、事故防止に努めている。

児童生徒保育児などの健康診断について

(学校教育部長 答弁)

○健康診断の結果と児童生徒等への配慮について

各市立小・中学校においては、毎年度6月末までに定期健康診断を実施している。これらの検診の結果については、すべて学校から保護者に通知している。なお、二次検診や医師による診察が必要と判断された児童・生徒については、結果通知にあわせて、再検診や医療機関での受診についての案内も行っている。その後の結果によって、疾病が発見された場合には、医師の指示に従い、当該児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援をしている。

児童生徒保育児の薬の取り扱いについて

(学校教育部長 答弁)

○小中学校で風邪薬や目薬などの医薬品の持ち込み

学校内への医薬品の持ち込みは原則として認めていないが、保護者の申し出等により使用が必要な場合は、児童生徒の実情に応じて、学校が対応している。

地産地消促進について

(学校教育部長 答弁)

○学校給食に使われている地元産の米の量はどのくらいか、野菜は

学校給食に使われている地元産の米について、小・中学校で使用する米は、すべて県内産である。平成23年度の実績としては、小学校で年間約113トン、中学校は、約65トン消費した。上尾市産の米は、平成21年度から毎年11月の新米の時期に使用しており、昨年度は、約10トン使用をした。

上尾市産野菜の使用については、必要量を確保することが難しいところではあるが、現在JAあだち野の協力により、原市小学校、東小学校、大石南小学校、大石北小学校の4校で使用している。この4校における上尾市産野菜の消費量は、昨年度は約9トンであった。主な使用品目は、たまねぎやニンジン、じゃがいも、きゃべつなどである。

◆鈴木 茂 議員

- 1 子育て支援について
(1)私立幼稚園児保護者負担軽減費補助事業について
- 2 教育支援について

私立幼稚園児保護者負担軽減費補助事業について

(教育総務部長 答弁)

○公立幼稚園と私立幼稚園の入園料・保育料の格差について

私立幼稚園に在園する園児のいる世帯に対しては、私立幼稚園就園奨励費補助金と私立幼稚園児保護者負担軽減費補助金の2種類の補助制度がある。この補助制度は、公立と私立の幼稚園の入園料、保育料の格差が大きく是正が必要であること、保護者の年齢が若く経済的負担が過重となっていることから、世帯の所得に応じて入園料、保育料を軽減することを目的としているもの。

公立の平方幼稚園と私立の幼稚園との入園料、保育料の差は、平方幼稚園は入園料は無く、保育料は月額7,500円、年額で9万円。また、市内21園ある私立幼稚園については、入園料が平均で56,500円、保育料が月額平均2万5千円、年額で30万円となり、3年間在園した場合の年間平均支払額は31万9千円。平方幼稚園との差額は、22万9千円である。なお、全国平均では、公立幼稚園が、年額7万9千円、私立幼稚園が年額30万5千円であり、その差は22万6千円である。

国庫補助事業である就園奨励費補助金については、私立幼稚園に3人通園している場合、第3子の保育料の保護者負担がなくなるように、補助上限額を30万5千円に設定している。

上尾市では就園奨励費補助金に加え、市独自の補助制度として保護者負担軽減費補助金として1万8千円、二人以上通園している場合の第2子は2万円、第3子に対しては2万5千円を補助している。

○保護者負担軽減費補助事業の他市との比較状況について

県内39市のうち市が独自に就園奨励のための補助事業を実施している市は33市あり、そのうち、国庫補助事業の就園奨励費補助金の補助対象外の世帯にのみ補助している市が26市、補助対象外世帯に合わせて補助対象世帯への上乗せも行っている市が7市あり、上尾市はこの7市に含まれる。この7市のうち、さいたま市は年額4万円、所沢市が3万4千円、和光市が2万4千円、入間市1万7千円、幸手市7千円、戸田市は満3歳から4歳児までが2万円、5歳児は4万円となっている。上尾市では、同時に複数の幼児が私立幼稚園に通園している世帯については、経済的負担が大きいことから、第2子、第3子の補助額を増額している。

○第5次総合計画の教育活動の主な事業に保護者負担軽減費補助事業を掲載しなかった理由

この項目では、施策内容ごとに主な事業を一つずつ掲載することとしたため、予算規模から幼稚園就園奨励費補助事業を選択したものである。

○保育料を軽減するために保護者負担軽減費補助事業の増額に対する市の考えについて

補助額の違いはあるが、第2子、第3子への市単独の増額を行っているのは上尾市だけであり、他市の状況も含め、子育てのさまざまな施策を総合的に勘案し、検討されるべきものとする。

教育支援について

(教育総務部長 答弁)

○さいたま市の「チャレンジスクール推進事業」や大分県豊後高田市の「学びの21世紀塾」などを参考に、放課後や土曜・日曜日を活用して、子どもたちが学習できるための仕組みについて

さいたま市の「チャレンジスクール推進事業」は、平成21年度から開始された事業で、土曜や放課後等に学校の教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な活動やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施しているもの。また、大分県豊後高田市の「学びの21世紀塾」は、学校週5日制が始まり、休日となった土曜日の子どものための居場所づくり、充実した活動の提供を目的として開講しているもの。

この趣旨に近いものとして本市では、学校週5日制が本格実施となった平成14年度から3年間にわたり「アッピーわんぱくクラブ」、PTAや上尾市まなびすと指導者活動推進会議などの協力を得て、すべての小学生を対象としてスポーツや文化・芸術活動の体験事業を実施した経過がある。また、公民館や図書館におきましても各種の事業を実施してきたが、中学生については部活動などの関係からほとんど参加がなかった状況であった。その後も様々な事業を実施してきたが、学校週5日制が定着するとともに、子どもたちの生活も変化し、事業への参加者も減少し、事業を見直すこととなり、現在は、土曜日や長期休業中に公民館で体験型の講座を実施している。

鈴木議員提案の趣旨に近い事業としては、昨年、大石公民館、大石小学校が中心となり、近隣の小・中学校、地域の方々と大石公民館、大石小学校を会場に夏期休業中と冬期休業中に「学びランドお・お・い・し」を実施した。「室内ペタンク」や「英語で遊ぼう」「不思議なサイエンス」の様な体験型の講座は比較的多くの参加者があったが、「算数」のようにドリルなどで学習する講座は、参加者が少なかったのが実情であった。今後、このような事業を進めていくためには、参加しやすい環境づくりの工夫など十分な検討が必要と思われる。

他方、基礎学力の向上につきましては、各学校では、朝や放課後に補習学習を行うほか、長期休業等の時間を活用して基礎学習等の補習を行っている。中学校においては、高校進学希望の生徒を対象にした学習会を行っている学校もある。また、長期休業中には、エアコンの整備された学校図書館や公民館を使い、いわゆる寺子屋が開かれ、中学生が小学生の学習支援に参加したり、学校応援団や地域の方が指導者となったりしている地域もある。以上のような取り組みを実施しているが、その成果を検証しながら、提案の趣旨が社会的な要請となっていくのか見極めながら、上尾市版の仕組みができるか検討していきたい。

平成24年6月14日（木曜日）

◆秋山 もえ 議員

通学路の安全対策について

（学校教育部長 答弁）

○通学路の危険箇所調査の状況

各学校では、毎年度、通学路安全点検等で得られた危険箇所の情報を収集し、危険箇所改善要望書を作成している。これを市PTA連合会がとりまとめ、自治振興課へ提出している。自治振興課は、危険箇所改善要望書として、関係課である市民安全課、区画整理課、道路整備課、道路管理課などへ改善依頼をしております。また、県土整備部が5年ごとに行う「通学路安全総点検」がある。平成19年から平成23年度までの第2期を終了し、昨年度、第3期に向けた「通学路安全総点検」を上尾市の全小・中学校でも実施したところ。こちらは、学校保健課で取りまとめをし、県土整備部道路環境課へ提出をした。その後、北本県土整備事務所において道路管理者別に区分けをし、県道に関するものは北本県土整備事務所で、市道に関するものは関係各課で連携をとり、対応をしていく。

次に、市PTA連合会から提出される危険箇所改善要望書の内容と対策の実施状況であるが、毎年200件程度の要望が提出されており、平成23年度については、197件の要望が提出された。そのうち市の管理する道路等に関するものが60件であり、内容といたしましては、手押し信号機を含む信号機の設置、横断歩道の設置、路面標示の設置・修繕、カーブミラーの設置・修繕が多くあった。対策の実施状況としては、路面標示、カーブミラー修繕等を実施したところが3件、舗装整備等、一部実施のものが5件の計8件で、要望の約13%の実施率である。

○通学路安全対策に関する文部科学省の方針

文部科学省の通知については、現在、埼玉県教育委員会にとどめ置かれており、市町村教育委員会へ発出されていないが、同主旨の通知が、国土交通省より県土整備部を通して本市建設部へ通知されている。その通知によると、市町村教育委員会が調整をし、学校、PTA、警察、道路管理者で通学路の安全対策を図ることとなっている。なお、文部科学省からの通知が届き次第、その内容を精査するが、教育委員会としては、通学路の安全対策について、積極的に対策を講じていきたい。

○通学路の安全対策のための県や国の予算措置

予算措置については、国・県ともに、現時点では、各市町村に対して、新たに補助や助成等の措置を講じる予定はないとのことである。

◆道下 文男 議員

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 健康推進について
 (1)健康教育の推進について2 防災対策について
 (1)防災教育について |
|--|

健康教育の推進について

(学校教育部長 答弁)

○学校での健康教育の推進について

現在、上尾市では、「がん」に関する教育については、小学校の体育科、保健分野で、喫煙とがんの関係について、中学校の保健体育科の中で、発病予防・早期発見・早期治療の重要性について、それぞれ副読本を活用し学習している。「メタボリックシンドローム」に関する教育についても、中学校において、生活習慣病と深くかかわっていることなどを、副読本を用いて学習している。これら、本市で使用している副読本であるが、グラフや図、写真、イラスト等が掲載され、児童生徒の視覚に訴えるとともに、がんや生活習慣病の原因と予防について思考させる内容で構成されており、児童生徒へ興味・関心を抱かせ、知識の定着を図るためにとっても効果的なものである。副読本の装丁は、カラー刷りで、親しみやすく、家族で、その内容について話し合うのに適したものとなっている。また、各学校の養護教員で構成する上尾市学校保健会養護教員研究協議会において、健康教育に活用できる教材や指導方法を研究し、冊子「ひだまり」を刊行しております。各学校では、保健指導等で活用することで、児童生徒の健康に関する興味・関心を高めている。さらに、保護者向け資料の例等も掲載しており、家庭への普及啓発や保護者の意識の高揚も図っている。今後、その内容をさらに充実させていきたいと考えている。

防災教育について

(学校教育部長 答弁)

○上尾市の防災教育の現状と今後について

教育委員会では、昨年度、「上尾市学校安全マニュアル（防災編）」を作成し、各学校に、防災教育の年間計画の見直しを指示するとともに、避難訓練などを質量ともに充実させ、確実に実施するよう、校長会議を通して指導した。さらに、5月21日に、市内で初めて小・中学校全校による一斉避難訓練を実施したところである。この訓練は、「児童生徒の安全」はもとより、「学校と教育委員会との連絡態勢の確認」「地域・PTAとの連携」を目的とし、「緊急地震速報の音源を用い、校内放送で流しての訓練実施」「事務区長さんによる参観」「PTA役員の方々による地域の安全確認」を実施したものである。訓練から、連絡方法の整備に関すること、避難所の開設に向けた連携等、課題が見出された。今後、関係各課と連携しながら、課題の解決に向け、防災教育の充実を図っていきたい。

平成24年6月15日（金曜日）

◆町田 皇介 議員

教育行政について

- (1) 小・中学校の特別活動について
- (2) 保健体育科におけるダンスの指導状況等について

小・中学校の特別活動について

（学校教育部長 答弁）

○児童会活動・生徒会活動全般の現状と課題

各小・中学校における児童会・生徒会活動は、児童・生徒が自発的・自治的な活動を通して、集団の一員としての自覚をもち、協力して問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育むことを目的として行われるもの。具体的な取組として、児童・生徒が健康的・衛生的に過ごすための保健委員会、学習や生活環境をきれいに整えるための環境委員会、きまりを守り落ち着いた生活をするための生活委員会等の委員会活動、また、異年齢集団による交流や、「児童集会」「卒業生を送る会」「1年生を迎える会」など、児童会・生徒会を中心に計画をし、実践している。課題としては、「児童・生徒一人一人が、自覚をもって、主体的に児童会・生徒会活動に参画する意識を高揚すること」である。

○児童会役員や生徒会役員同士の交流の現状

上尾市では、小・中学校連携に積極的に取り組んでいる。現在、各学校では、多くの交流活動を行い、具体的には、中学生が小学校へ出向き、小学生に勉強を教え、吹奏楽部が演奏を行うなどしている。また、小学生が中学校を訪問し、中学校の授業や部活動を見学するなど、児童・生徒が相互に交流を深めている。その中で、児童会同士の交流を実施している小学校は市内に4校あり、主に学校訪問や学校紹介等を相互に行っている。また、児童会と生徒会の交流を実施している小・中学校は9校あり、このような学校は、あいさつ運動や部活動見学などを主に行っている。生徒会同士の交流を実施している中学校であるが2校で、生徒会新聞を交換するなどして相互に交流を深めている。

○児童会役員選挙・生徒会役員選挙の現状

小学校の児童会役員については、各クラスから選出した児童が集まり互選して決定する学校と、選挙により決定する学校がある。中学校においては、11校すべてで、生徒会役員選挙を行っている。選挙管理委員会を組織し、告示を行い、立候補生徒は政見放送等の選挙運動に取り組み、立会演説会実施後、全校生徒の投票により役員を決定する。投票の際には、実際の投票で 사용되는投票箱や投票台を市の選挙管理委員会より借り受け、活用している学校もある。

○社会体験の現状

小学校においては、消防署や警察署、スーパーマーケット等の施設見学、商店街や公園など地域のことを調べたり町の人と触れ合う、いわゆる「町探検」を行っている。これらの成果として、自分達の住む町に親しみや愛着をもち、自分達を支えている方々がいることを理解し、進んで地域の人々と交流するようになってきたことである。また、実施にあたり、保護者や地域の方々に、安全に活動できるよう見守っていただき、地域の様子について教えていただいている。

中学校においては、上尾市社会体験チャレンジ事業として、2日間の職場体験活動を平成14年度から実施している。農園や幼稚園、コンビニエンスストア等において体験活動を行い、前年度は合計233箇所の事業所に御協力をいただき、2,063名の中学生が参加をした。職場体験活動の成果としては、望ましい職業観が身に付くとともに、礼儀等についても意識が高まり、自らあいさつをするようになったことなどがあげられる。また、中学生のボランティア活動としては、上尾シティマラソンや障害者スポーツ大会、ぐるっとくんクリーン作戦等の地域が主催する行事への参加など、積極的な貢献をしているところである。

こうした社会体験をとおして、その活動に関する新聞を作成し、クラスや学年で発表したり、掲示したりするなど、お互いの体験を共有し、望ましい勤労観や職業観をはぐくんでいる。

【再質問】 実際の選挙に即した模擬投票について

児童・生徒に対して政治的教養を豊かにするための教育を行うことは、民主的な社会を担う国民を育成する上で、極めて大切なことと考えている。現在、小学校社会科においては「国会などの議会政治や選挙の意味」、中学校社会科においては、小学校での学習の上にたち、「選挙の意義や政治に参加することの意義」の基礎・基本について、学習を行っている。しかしながら、実際の選挙に関し、政党マニフェスト等を学習に活用することになると、公正性・中立性が求められることなどから、模擬投票を行うことについては大変難しいことと考えている。

保健体育科におけるダンスの指導状況等について

(学校教育部長 答弁)

○市内中学校のダンスの選択状況と選択にあたっての経緯、重視した点

ダンスについては、中学校学習指導要領では、「創作ダンス」「フォークダンス」「現代的なリズムのダンス」の3つで構成をされており、1, 2年生において必修となっている。「創作ダンス」を選択している学校が1校、「創作ダンスとフォークダンス」が3校、「創作ダンスと現代的なリズムのダンス」が6校、「すべてのダンスを選択している学校」が1校となっている。各学校では、ダンスの指導目標に基づき、昨年度までのダンスの指導状況を踏まえた上で、生徒の実態に即したダンスを選択している。

○授業のスケジュール

年間指導計画に基づき、2学期の実施が9校、3学期の実施が2校となっており、授業時数については、1, 2年生の各学年で、6～10時間となっている。

○ダンスを指導する教員の研修体制

研修体制については、ダンスを指導する保健体育科の教員は、県教育委員会が主催する実技研修を、教員として採用された後、全員が3年次にダンスを履修している。さらに、保健体育科の教員の中には、指導技術の向上を目指し、自らの表現力をより高め、毎年、各種団体が開催するダンス実技研修会に、積極的に参加をしている。

○ダンスの技能面の評価

各学校では、学習指導要領に示されたダンス領域における技能面のねらいを踏まえ、「動きに変化をつけて即興的に表現できているか」「リズムの特徴をとらえて全身で踊っているか」等の

評価規準を具体的に設定している。生徒は、自己評価や、生徒同士で行う相互評価などを行っている。また、保健体育科の教員は、そうした生徒の評価も踏まえ、授業において、生徒が活動する姿と評価規準を照らし合わせ、指導評価をしている。

平成24年6月18日（月曜日）

◆井上 茂 議員

読書活動の推進について

- (1) 図書館の充実について
- (2) 学校図書館の充実について

図書館の充実について

（教育総務部長 答弁）

○子どもの読書活動支援センターについて

子どもの読書活動支援センターは、子どもの読書活動の充実を図るため、図書館本館の機能の一部として7月から富士見小学校図書館内に開設するもので、子どもたちが本を読む楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身に付けられるようにとの願いを込め、さまざまな事業を進めてまいりたいと考えている。事業内容としては、家庭や学校への読書活動支援、子どもの読書普及活動を行うボランティアの支援、また、子ども向けの読書に関するイベントなどを予定している。職員体制であるが、現在、常勤職員1名、非常勤特別職の協力員1名、パート職員1名で開設準備にあたっているところ。次に、学校図書館支援センターを別に作るのかとの質問であるが、子どもの読書活動を推進するため、学校図書館支援センターを設置している自治体もあるが、子どもの読書活動支援センターは、その機能を含んでおり、学校への本の団体貸出しやリクエストへの対応、アップスマイル学校図書館支援員への助言、各種研修会の開催などを実施することとしている。また、支援センターと図書館、学校図書館が共同して、児童向けおすすめ図書リストや読み聞かせ図書リストなど、様々な図書リストを作成し、連携を深め、子どもたちの読書環境の整備に努めていく。それぞれの施設とのネットワーク化については、市内小・中学校の図書のデータベース化は完了し、学校間での情報検索が可能となっている。支援センターとのネットワークにつきましては、今後利用方法をよく調査研究をしながら検討していきたい。

○新中央図書館計画について

現図書館本館の課題であるが、人口に見合うだけの蔵書数や資料をそろえるだけのスペースが確保できないこと、情報化社会への対応が充分でないこと、閲覧スペースが限られていることなどが挙げられる。求められるイメージとしては、子どもや青少年、女性や高齢者など誰もが安心してゆったりと利用できる空間と設備を備え、関係機関や学校、市民ボランティアなどとの連携の拠点となり、IT機器による高度情報通信社会に対応した図書館が必要と考えている。現在の検討状況であるが、先ほどのイメージを踏まえ、利用しやすく、広くてゆとりのある、22万人都市に相応しい図書館の機能や規模などの検討を進めているところである。

学校図書館の充実について

（学校教育部長 答弁）

○学校図書館内の分類

各学校では、日本十進分類法に基づいて分類し配架している。この分類法は、我が国のほとんどの公共図書館や学校図書館で用いられている分類法であり、「総記」「哲学」「歴史」等、図書を11分野に分類するものである。図書の分類の割合は、各学校ごとに異なるが、市の平均と

しては、複数の分野に及ぶ分類である総記が2%、哲学1%、歴史9%、社会科学8%、自然科学12%、技術5%、産業3%、芸術6%、言語3%、文学33%、絵本等18%となっている。児童生徒が、読書活動、調べ学習を行うにあたって、図書を検索する場合には、この分類法について十分に理解し、活用することが必要となっている。学校においては、おおむね、小学校2年生以上からこの分類について学習し、様々な学習活動に学校図書館を積極的に活用している。

(教育総務部長 答弁)

○図書充足率の現状

平成24年4月現在、小・中学校図書館における図書充足率は、平均で小学校が80.6パーセント、中学校が72.6パーセントとなっている。学校図書館では、古い図書などを順次、新しい図書に入れ替えており、また、昨年度実施した図書のデータベース化にともない、それまで保有していた蔵書を大幅に点検・見直しを行い、学級文庫への移動や廃棄処分などを行っている。このような理由により充足率が100パーセントにならない状況にある。

文部科学省では、学校図書館図書標準の達成を目指し、本年度から第4次学校図書館図書整備5か年計画を開始しており、地方財政措置にも盛り込まれていることから、引き続き、小・中学校における図書整備事業の充実を目指すとともに、各小・中学校における充足率のバランスを考慮した予算配分を行っているところである。

(学校教育部長 答弁)

○アップスマイル学校図書館支援員の配置の現状

本年度、アップスマイル学校図書館支援員の配置については、図書館教育の充実を図るため、25人を配置したところ。特に、小学校全校に1名を配置し、週5日、毎日常駐することとした。中学校につきましては、全体で3名を配置し、各校週1日勤務となっている。今後、拡充を図るため、今年度、行財政3か年実施計画に申請していきたい。

○アップスマイル学校図書館支援員の資格の所有率

25人の支援員の内、図書館司書・司書補・司書教諭のいずれかの資格を有する者は17人で、所有率は68%となっている。

◆秋山 かほる 議員

- 1 福島原発事故に伴う放射線対策について
- 2 市の施設を指定管理者に管理させる事について

福島原発事故に伴う放射線対策について

(学校教育部長 答弁)

○弁当や水筒の持参を希望する保護者の対応を統一しているか、マニュアルなどを作っているか、現在の対応は

学校給食は、アレルギーなどの特別な事情により、給食を食べることができない児童生徒に対しては、お弁当の持参について個々に対応しているが、児童生徒が皆で食事を共にする喜びを味わい、食物や生産者へ感謝する心や、食文化を尊重する心を持つことなどを目的とした、教育活動である。このような中で、放射線の影響を心配される保護者に、学校給食に対する不安を取り除き、安心していただくために、4月11日から給食の食材及び調理済み一食分の放射性物質の測定を行っており、今まで不検出であった。この測定結果は、市のホームページで公表している。

しかしながら、一部の保護者の方から、お弁当や水筒の持参を希望される場合があるので、学校長が個別に状況を判断し、認めることもある。したがって、教育委員会で一律のマニュアルを作成し、統一的な対応を行うことは、現在考えていない。

○後援依頼を不承認とした4つの見解のうちどの見解に基づき子どもを守るのか。厚生労働省の見解は特定の主張に組していると思うのか

教育委員会としては、4つの説は、それぞれ専門家の見解であって、教育委員会がどの説を是とするかを申し上げたものではない。上尾市としては、空間放射線量や給食食材の放射性物質の測定などを行い、国が示している基準に基づいて、必要な対策を講じ、子どもたちを放射線の影響から守っている。また、「厚生労働省の見解は特定の主張に組していると思うのか」については、特に特定の主張に組しているのではなく、総合的に判断しているものと捉えている。

【再質問】教育委員会としてこのような不公平感を保護者が持っていることに対して、何らかの対策が必要だと思うかどうか

お弁当や水筒の持参を希望する場合には、学校長が個別に状況を判断しているところである。なお、その対応については、個々の状況に応じて、丁寧な対応を行っているところである。

【再質問】保護者がより安心と認識するには、抜き打ち検査、つまり無作為に抽出して検査をすることも必要と思うかどうか。

食材の検査には、検体として1kgから2kg程度のまとまった量を必要としている。無作為に抽出して、検査を実施する場合には、調理に必要とする児童生徒の給食の食材量に影響が生じることから、検査用として給食食材を事前に発注しているところである。

【再質問】上尾市教育委員会は医学会に於ける、人工放射線にホルミス効果などないこと、しきい値はないという見解を否定するのか

特に否定するものではない。

市の施設を指定管理者に管理させる事について

(教育総務部長 答弁)

○市民体育館は平成18年度から直営で運営されているが、それ以前、以降の経費は

市民体育館の管理運営については、平成元年から平成17年度まで上尾市地域振興公社に委託し管理運営を行わせていたが、平成18年度から、組織改正に合わせ市直営に変更し、現在に至っている。お尋ねのあった管理経費については、市直営の場合、スポーツ振興センター職員が体育館職員を兼ねて業務を行っているため、人件費を除いた管理運営費としては、地域振興公社に委託をしていた、平成17年度は約4,500万円であり、直営であった平成21年度は約4,400万円である。

○今回市民体育館に指定管理者制度を導入する目的は

市民体育館は、多くの方々にご利用いただき、スポーツ・レクリエーション活動の拠点としての役割を担っている。また、平成23年7月には国のスポーツ基本法が施行され、体力の向上と健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向け、幼児から高齢者まで、それぞれのライフスタイルに合ったスポーツ・レクリエーション事業の展開が求められている。これらのことを鑑み、体育館でより効果的にこれらの事業を展開するには、民間事業者等が有するノウハウを広く活用することが有効であるとともに、サービスの向上を目指し、指定管理者制度の導入を図るものである。なお、平成23年3月に策定した「上尾市教育振興基本計画」並びに「第7次上尾市行政改革大綱・実施計画」においても、市民体育館の耐震補強及び大規模改造工事を契機に指定管理者制度の導入を検討することが位置付けられているところである。

【再質問】経費もかからず、地元雇用も保証され、政策実施もスムーズにできる直営こそ相応しいと思うが見解は。

市民体育館における指定管理者制度の導入については、「経費の削減だけではなく、市民のスポーツ・レクリエーション活動の向上をいかに効果的に進めること」を主眼に置くとともに、利用者の声を常に把握し、指定管理者に対して指導を行っていく。